平成２２年（フ）第８１１号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目33番７号
破産者　佐藤きよみ
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
茨城県水戸市吉沼町1636番地の２
破産者　栗原　城正
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３４号
埼玉県さいたま市北区土呂町２丁目38番地28　ＥＡＳＴ、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字足崎1292番地30　ＲＫハウス101
破産者　水上　　豊
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄6233番地
破産者　多比良永久
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２７９８号
神奈川県大和市桜森３丁目６番11号　シャルム中村101
破産者　長濱　俊夫
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５号
富山県小矢部市中央町３番８号
破産者　奥村　幸一
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３１６号
山梨県南アルプス市下宮地251番地、申立時住所山梨県南アルプス市曲輪田新田706番地13
破産者　吉田　武彦
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
山梨県南アルプス市下宮地251番地、申立時住所山梨県南アルプス市曲輪田新田706番地13
破産者　吉田エドナ
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２８９号
長野県安曇野市堀金烏川5298番地８
破産者　唐澤　秀夫
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６１１号
愛知県一宮市緑１丁目３番12―507号　エルミタージュ緑、開始決定時の住所愛知県一宮市大志１丁目５番９―701号　モアグレース大志
破産者　成澤　幸玄
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０１号
愛知県一宮市開明字馬保里25番地１
破産者　見尾谷　泉
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３７３０号
大阪府東大阪市昭和町20番３号　シャトー天平302号
破産者　安堵　陽亮
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７９号
福岡県古賀市千鳥６丁目14番５号、旧住所福岡県福津市中央２丁目８番１―706号
破産者　森田　惠子（旧姓大楠）
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２号
熊本市本荘３丁目１番17号　ビバーブルマンション402
破産者　森永　泰臣
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８７号
青森市浪館前田１丁目16番１号
破産者　大矢　直美
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
秋田県男鹿市男鹿中浜間口字地蔵台５番地１
破産者　木内　　準
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７３号
福島市御山字三合田１番地の４　ＫＭ御山２―301号室、開始決定時の住所福島市飯坂町湯野字薬師前20番地の８
破産者　大宮　行雄
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４９号
福島市伏拝字沖39番地の16
破産者　加藤　廣司
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９８号
福島県安達郡大玉村玉井字中森３番地２
破産者　渡邊　　登
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所